

# 一般廃棄物搬入申請書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

泉北環境整備施設組合 管理者 様

泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例施行規則第3条第1項第1号の規定に基づき、下記事項を確認し、下記のとおり一般廃棄物の搬入を申請します。

(必ずボールペン等で記入してください。鉛筆での記入は、受付できません。)

<b>搬入時間：月曜日～金曜日の12時45分～16時30分</b> (土曜日・日曜日・祝日は搬入できません。)				
排出者本人	住所			電話番号
	ごみの発生場所	(住所と異なる場合のみ記入してください。)		
	氏名又は事業所名	事業者のみ Ⓜ	業種 (事業所の場合)	
	搬入者	(排出者本人と異なる場合のみ、搬入者の氏名・住所・電話番号を記入してください。)		
	搬入車両	いずれかに✓を付けてください。 <input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 軽トラ <input type="checkbox"/> トラック ( _____ t車) 車両番号 (ナンバー) _____		
ごみの種類	いずれかに✓を付けてください。 <input type="checkbox"/> 自宅から排出されたもの <input type="checkbox"/> 事業活動によって排出されたもの ごみの種類を具体的に記入してください。(例：たんす、机、書類、生ごみ)			
リユース リサイクル	クリーンセンターでは、搬入されたごみのうち、再利用できるものは可能な限り再利用しています。 リユース・リサイクルの承諾について、 <u>同意できない方は✓を付けて下さい。</u> <input type="checkbox"/> 同意しない。			

以下のことを確認しました。

- 裏面の記載事項を遵守してください。
- 本人確認のため、身分証明書等の提示をお願いします。(下記、確認物)
- 搬入は原則1日1回です。
- 記載内容について相違があった場合や虚偽が判明した場合は、搬入をお断りします。
- ごみの重量に応じ、条例で定めるごみ処分手数料が必要です。  
(ごみの計量は、本クリーンセンターの計量器によるものとします。)
- 原則クリーンセンターへ搬入できるものは、組合市内の家庭及び事業所から出され、排出者本人または各市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が持ち込む一般廃棄物に限ります。
- 3・6について、特別な事情のあるの方は、事前にクリーンセンターに相談して下さい。

受付番号
------

本組合記入欄

確認物	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 (事業所確認用) <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
-----	---

泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター  
 和泉市舞町87番地 電話0725-41-2030

※ごみの出し方・分別方法は、泉北クリーンセンター「ごみ分別辞典サイト」をご利用ください。  
 泉北クリーンセンター「ごみ分別辞典サイト」 URL: <http://www.gomisaku.jp/0043/>



## (許可条件)

- 1 泉大津市、和泉市、高石市以外で発生した廃棄物は、搬入できません。
- 2 運搬車両は、ごみ飛散防止のためシート等で被覆してください。
- 3 二輪車及び最大積載量が4トンを超えるダンプ車両での搬入はできません。
- 4 可燃物、不燃物、資源物を必ず分別してください。
- 5 ごみの投入に時間を要する場合及び大きなごみや重いごみを投入する場合は、2名以上で搬入してください。

## (搬入禁止物)

- 1 以下の廃棄物は搬入できません。
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条で定める産業廃棄物
  - (2) 関係法令によりリサイクルすることが義務付けられた廃棄物
  - (3) 焼却炉の燃焼過程において生活環境の保全に支障を来すおそれのある廃棄物
  - (4) 爆発物・パレット等
  - (5) 土砂、がれき等の不燃物
  - (6) 犬、猫、家畜等の動物の死体
  - (7) 液状の廃棄物
  - (8) 焼却炉の運転管理に支障を来すおそれのある廃棄物
  - (9) ごみ処理施設の維持管理上、不相当と認められる廃棄物
  - (10) その他、泉北クリーンセンターが指定している廃棄物

## (搬入に際しての注意事項)

- 1 ダンプ車両以外の車両での搬入については、必ず1・2番扉でごみを投入してください。
- 2 ダンプ車両での搬入については、明示している立入禁止区域に絶対に入らないでください。
- 3 荷下ろしのために車両を後退誘導する場合は、いかなる場合があっても車両の後部に立ち入らないでください。
- 4 場内における事故等については、一切責任を負いませんので、通行やごみの荷下ろしの際は、ご注意ください。
- 5 クリーンセンター内では、必ず担当係員の指示に従ってください。

※上記の条件等に従えない場合は、搬入をお断りさせていただきます。